

環境課からののお知らせ

年始のごみ出しについて

ごみ収集は12月31日(水)から1月4日(日)が休みです。

可燃ごみの収集	
収集地区	収集日
月・木の地区	1月5日(月)から
火・金の地区	1月6日(火)から
水・土の地区	1月7日(水)から

ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集	
収集地区	収集日
下島、久枝の一部、前浜	1月1日(木)→1月5日(月)
立田	1月2日(金)→1月6日(火)
田村	1月3日(土)→1月7日(水)

ダンボールおよびカン・金属類の収集	
収集地区	収集日
第1・第3木曜日の地区	1月15日(第3木曜日)のみ
第1・第3金曜日の地区	1月16日(第3金曜日)のみ
第1・第3土曜日の地区	1月17日(第3土曜日)のみ



お風呂の省エネで、カラダもフットコも温まりましょう。

①浴槽には必ずふたをする
お湯からどんな熱が逃げていきます。

②入浴は間隔を空けない
200ℓの湯を2時間放置すると約4.5℃低下します。1日1回の追い炊きをやめれば、年間5千270円の節約になります。

③シャワーは不必要に流さない
45℃のお湯を流す時間を1日1分短縮した場合、年間2千760円の節約になります。

④ドライヤーは短時間に
大風量のドライヤーは短時間でも多くのエネルギーを使います。

省エネのコツ

今年も春を告げる国分川のシバ焼きと清掃を行います。多くの皆様のご協力をお願いします。作業終了後には七草がゆをご用意しています。

■とき
2月1日(日)
午前10時～正午
*雨天の場合は2月8日(日)

■集合場所
J A 南国市久礼田支所東側駐車場、国分橋北、国分橋南、岡豊橋南

国分川のシバ焼き

犬はきちんと飼育しましょう

犬の飼い方についての苦情が多く寄せられています。犬の散歩をするときは、必ずフンを取る道具を持って出かけましょう。他人の土地や道路・公園は犬のトイレではありません。フンは持ち帰って可燃ごみとして出すことができます。

また、リードにつながず散歩していると、車にはねられたり人や他の飼い犬に噛みついたりしてしまうなど、思わぬ事故につながります。

「私の犬は優しいから大丈夫」は他人にはわかりません。周囲には、犬が嫌いな人もいます。ことを意識して飼育をしましょう。



※お問い合わせは、環境課（☎880-6557）まで

居安思危

やす あり あや おも
—安きに居て危うきを思う—

なんこく防災くんの防災情報 11

もし一日前に戻れたら…
あなたは何をしますか？



なんこく防災くん

内閣府のホームページで公開されている「一日前プロジェクト」をご存知でしょうか。

これは、災害体験者への「もし、災害の1日前に戻ることができたら、あなたは何をしますか」という問いかけに対する答えを、「一人ひとりが災害に備えることの大切さを自分の事として受け止め、それを行動に移すきっかけとする」ための様々なエピソードとしてまとめる活動です。

そのエピソードのひとつをご紹介します。このエピソードを見て、あなたは何をしますか？

災害対策ゼロの自分に気づかされる
—東日本大震災（平成23年3月）—
（仙台市青葉区 40代男性 会社役員）

事務所でデスクワーク中、「地震だなー」と軽く思った次の瞬間にはこれまで体験したことのない信じられない揺れに…。ビルが古いこともあり、本棚をはじめ、ありとあらゆるものが倒れるなか（略）とっさの出来事に机の下に身を隠すなど冷静な判断もできませんでした。（略）急いでマンションに戻り、啞然…。8階の部屋は玄関にひび割れ、部屋の中は食器棚からテレビ、本棚まで、事務所同様にメチャメチャな状態。（略）もし一日前に戻れたら…。間違いなく、家電・家具などの壁止め、ストッパーなどの転落落下防止対策を施し、そして保存食の在庫状況をチェックしていたでしょう。（略）



*出典：「一日前プロジェクト」（内閣府）を一部加工
<http://bousai.go.jp/kyoiku/keigen/ichinitimae>

※お問い合わせは、危機管理課（☎880-6575）まで

知って得する国民年金

～新成人の皆さんへ～
20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し、保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

- ◎将来の大きな支えになります。
- ◎老後のためだけのものではありません。
- ※20歳になる前に、日本年金機構より申請書類などの郵便物が届きます。

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

平成26年分公的年金などの源泉徴収票を送付

国民年金・厚生年金保険の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。日本年金機構は、その年1年間の年金の支払総額などが記載された「公的年金などの源泉徴収票」を作成し、翌年1月中旬に受給者の方へ送付しています。

年金のみの所得で源泉徴収される方は、原則として所得税の確定申告をする必要はないこととなっていますが、他に収入（給与や年金）がある場合や、源泉徴収税額の還付を受ける場合には確定申告を行ってください。「源泉徴収票」は確定申告の添付書類の一つとして必要になります。確定申告の詳細については、お近くの税務署やその他の税務相談窓口にお尋ねください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」は非課税ですので「源泉徴収票」は送付されません。

※お問い合わせは、南国年金事務所（☎864-1111）まで